



— 松浦警察署長より感謝状贈呈 —

このほど、福島地区民生委員児童委員協議会の皆さんが松浦警察署長より感謝状を贈呈されました。

これは、交通危険箇所などに手作りの啓発看板を設置されたり、警察業務各般へ支援・協力し、地域の安全で安心なまちづくりに貢献されたことを表彰されたものです。

同協議会の山縣文子主任児童委員(前列右から2人目)は「この表彰を糧に、これからも私たちの地道な活動が地域の安心安全につながると信じ、日々の委員活動に励んでいきたいです」と話されていました。



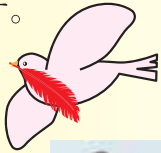
この広報紙は、皆さまから寄せられた会費、共同募金・寄付金などで作成しています。

2022.4.1

Vol. 66

令和3年度 赤い羽根共同募金運動結果報告

昨年10月から展開してまいりました「赤い羽根共同募金」及び「歳末たすけあい募金」には、皆さまの温かいご理解とご協力により、たくさんの善意が集まりました。心より感謝申し上げます。



赤い羽根共同募金 3,194,307円
歳末助けあい募金 1,003,210円



地域で安心して暮らせるよう支援します

～ 日常生活自立支援事業 ～

福祉サービスを利用したいけれど手続きの方法がわからない。通帳を紛失することが多くなった。こんなことでお困りになったことはございませんか。

日常生活自立支援事業は、福祉サービスの利用手続きや、日常的な金銭管理などのお手伝いを通じて、利用者の方が自立した地域生活を送られるようサポートします。

◎利用できる方

軽い認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方で「自分一人で福祉サービスの利用手続きすることに不安がある方」や「預金の出し入れや公共料金の支払い、重要書類の保管を一人で行うことに不安がある方」が対象になります

◎サービスの内容

- ・福祉サービス利用のお手伝いをします。
- ・日常的な金銭管理をお手伝いします。
- ・大切な書類をお預かりします。

◎利用料金

- 1回のサービス提供につき1,200円
- ※交通費（実費を別途いただきます。）
- ※生活保護を受給されている方は全て無料です。



問い合わせ

福祉あんしんセンター松浦
(松浦市社会福祉協議会 内)
TEL (0956) 72-0788

福祉体験学習の企画をお手伝いします

社会福祉協議会では、市内の小・中・高等学校や地域からの「福祉体験学習をしたい」などのご相談について、時期、学習のねらいなどをお伺いしたうえで、効果的な学習となるようサポートします。高齢者や障がいのある方と接したり、地域にはいろいろな立場の方が住んでいることを学び、ともに生きることの大切さを知り、心の育ちになるようお手伝いをします。

1. こんなお手伝いができます

- 企画全体の内容に関するアドバイス
- 体験に必要な器具の貸し出し
- 職員を派遣した福祉体験のお手伝い

2. 貸出器具

- 車いす
- アイマスク
- 高齢者疑似体験セット



※体験学習には事前の打ち合わせなどが必要ですので、開催の1ヶ月前までには、お問い合わせ下さい。

助成事業をご活用ください

松浦市社会福祉協議会では社協会費、赤い羽根共同募金などの地域還元事業として、次のような助成事業を行っております。

◇公園・広場整備事業

- 内 容：市内の自治会が所有または管理している公園、広場の環境整備を支援します。
- 助 成 額：10,000円以内（年度内に1回限り）
- 使 途：（例）草刈り機燃料費、作業手袋、遊具ペンキ購入費など
- 申請期限：令和4年5月31日まで

◇ボランティア活動助成制度

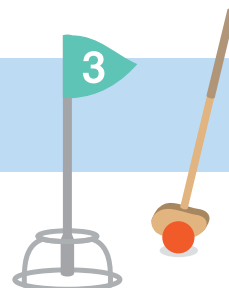
- 内 容：市内のボランティア団体、個人を支援するため、活動に必要な費用または物品を助成します。
- 助 成 額：10,000円以内（年度内に1回限り）
- 使 途：ボランティア活動に必要な物品等
- 申請期限：令和4年5月31日まで
- ※助成事業に関して詳しくは社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。
- ※助成事業の申請書は最寄りの各支所またはホームページからお取り寄せできます。

社協の備品をお貸しします

自治会が行う交流活動等に対し、社協が所有する備品をお貸ししております。必要な物がございましたらお気軽にお尋ねください。

貸出備品：長机、パイプ椅子、グラウンド・ゴルフセット など
貸出期間：7日間

料金は無料となっております。（但し、借用者の過失による故障、破損の場合は修理等をお願いする場合があります）
詳しくは、松浦市社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。



令和4年度の「ボランティア活動保険」 加入手続き受付中

ボランティア活動保険は活動場所への行き帰りを含め、活動中におこったボランティア自身のケガや、他人の身体・財物に損害を与えたときに補償される保険です。

- ◆保険料 基本プラン 350円
天災プラン 500円
特定感染症重点プラン 550円
※各プランとも加入者全員に100円の助成制度があります。

- ◆補償期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日
※期間途中の加入も保険期間は令和5年3月31日
までになります。

- ◆加入手続 社協本所及び各支所にて受付をいたします。
ご加入には、印鑑と掛け金が必要になります。
団体でのご加入の場合には、団体の名簿が必要になります。
詳細につきましては、お気軽に社会福祉協議会へお問い合わせ下さい。



寄付のお礼(受付:令和3年12月11日~令和4年3月10日)

社協本所・各支所へお寄せいただいた寄付金は、各種福祉事業や地域福祉活動の貴重な財源として有効に活用させていただきます。

香典返し寄付

【本所】

- ・鴨川佳弘様(今福・仏坂)
亡母 鴨川文江様
- ・山口広幸様(志佐・蛭子崎東)
亡父 山口力雄様
- ・川副榮子様(志佐・大浜西)
亡母 岳本千代子様
- ・千代延幸子様(志佐・下高野)
亡夫 千代延参議様
- ・今西誠司様(星鹿・星鹿)
亡母 今西智恵子様
- ・石橋吉勝様(志佐・里1)
亡妻 石橋イマ様
- ・百枝純治様(上志佐・稗木場)
亡母 百枝悦子様
- ・岡村栄作様(御厨・池田)
亡母 岡村ヒサノ様

【福島支所】

- ・山本弘司様(福島・伊万里釜)
亡父 山本宇太吉様
- ・本山貞義様(福島・原)
亡妻 本山スミ子様
- ・岡憲子様(福島・浅谷)
亡夫 岡正治様
- ・吉田トク様(福島・伊万里釜)
亡夫 吉田幸雄様
- ・児玉尚子様(福島・福崎)
亡母 岡留ミツエ様
- ・前田貴徳様(福島・土谷)
亡父 前田重穂様
- ・近藤貴広様(福島・端)
亡父 近藤明様
- ・大河内文人様(福島・原)
亡母 大河内美知子様

【鷹島支所】

- ・岡崎美知子様(鷹島・里)
亡夫 岡崎隆郎様
 - ・宮本安美様(鷹島・阿翁浦)
亡甥 宮本和昭様
 - ・永田奈千代様(鷹島・中通)
亡母 古池タエ様
 - ・青木成利様(鷹島・阿翁浦)
亡父 青木一三様
 - ・吉澤礼子様(鷹島・阿翁浦)
亡夫 吉澤隆志様
 - ・石橋絹江様(鷹島・石川)
亡夫 石橋孝之様
 - ・猪原和文様(鷹島・三里)
亡父 猪原義一様
 - ・宮本光子様(鷹島・阿翁浦)
亡夫 宮本豊美様
- ※希望者のみ掲載